

# 事業承継資金チェックリスト

## ①融資対象チェック欄

- 事業承継契約が平成28年4月1日以降に締結されている。
- 事業承継契約締結から5年以内に融資実行される予定である。
- 被承継者の本店等の事業所が静岡県内にあり、同事業を1年以上営んでいる。  
※承継者に関する要件はありません。

## ②資金使途チェック欄

- アドバイザー手数料・買収監査手数料
- 株式買取手数料
- 退職慰労金(適正な価格で譲渡されたもの)
- 子会社への転貸資金
- 事業承継計画に沿った設備資金・運転資金

## ③提出書類チェック欄

### 共通事項

#### 【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書(様式第1号)  
※令和2年度に様式を変更しておりますので、最新の様式をご利用ください。
- 事業承継計画書(様式第19号)
- 決算書 直近2年分  
(貸借、損益、(販管費、製造原価報告書を含む)、株主資本、個別注記)  
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

#### 【事業承継の認定(いずれかの書類必須)】

- 都道府県知事の認定書(写し) ※経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定
- 事業承継支援証明書(様式第20号)  
※事業引継ぎ支援センターまたは金融機関などの認定経営革新等支援機関の証明

#### 【株式を取得する場合】

- 株主名簿(科目明細該当部分でも可)
- 被承継者の登記簿謄本の写し
- 株式譲渡に係る基本合意書等
- 積算資料(株式譲渡に係る契約書(案)など)

#### 【設備を取得する場合】

- 見積書

#### 【保証協会の保証を付ける場合】

- 保証承諾書類一式

#### 【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 申請日より6ヶ月前までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写し ※登記情報提供サービス可
- 納税証明書(原本) ※「県税」の納税証明書。最新の決算期が記載があるもの。
- 印鑑証明書(原本)

#### 【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

# 事業承継資金チェックリスト

## ④融資条件チェック欄

- 融資限度額 : 2.8億円以内
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金等月賦償還
- 資本金等 : 被承継者が、下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

申請者業種	業種	資本金	従業員数
	製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	協同組合等（事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造 など）	—	—

- 金利等 : 下記表の基準を満たしている

### (固定金利のみ)

<input type="checkbox"/>	基準金利	2.07%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 0.80%の場合 正： 融資利率:0.4% 利子補給率:0.4% 誤： 融資利率:0.33% 利子補給率:0.47%
<input type="checkbox"/>	融資利率	1.60%以内	
<input type="checkbox"/>	利子補給率	0.47%以内	

## 納税証明書(静岡県)発行場所

## ※「静岡県」の事務所になります。

	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階	053-458-7123